

内閣参質七四第九号

昭和五十年一月十日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員辻一彦君提出タバコ並びに酒の値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出タバコ並びに酒の値上げに関する質問に対する答弁書

一、及び二、について

たばこの定価は、昭和四十三年の改定以来すえ置かれており、この間における原価の上昇の結果、たばこ消費に対する税負担率が大幅に低下しているので、その調整を図り、もつて財政収入を確保するため、定価改定を行うこととしている。

三、について

たばこ事業は、財政収入を得る目的で行われている財政専売であり、他の公社等の事業とはその存立目的が全く異なるものである。

四、について

値上げ金額を紙巻たばこ十本当たり、一級品については二十五円、二級品については二十

四、三級品については十円ないし五円とし、低価格品の値上幅を抑制することとしている。

五、について

今回予定している酒税法の改正に当たっては、清酒二級、合成清酒、しょうちゆう、ウイスキー類二級等についてその税率をすえ置くこととしている。

六、について

御質問のような会合において、酒類を提供する場合は、当該会合の性格、国際儀礼、参会者の嗜好等を考慮しているところであるが、御趣旨のことについても、できるだけ配慮してまいりたい。